

災害廃棄物処理対策

1 被災者の生活に伴う廃棄物（ごみ・し尿）

ア ごみ

〔推計発生量〕

	発災前	発災 1 週間後
生活ごみ	5,700 t / 日	5,100 t / 日
避難所ごみ	—	600 t / 日
合計	5,700 t / 日	5,700 t / 日

〔処理対策〕

- 被災者の避難所への移動、避難所からの容器包装廃棄物・家庭からの粗大ごみの排出増加等に備え、市町村は災害時の収集体制の組み直し、収集車両が不足する場合の依頼先について、事前に整理
- 発災 3 ～ 4 日後には、避難所ごみの収集を開始

イ し尿

〔推計発生量〕

	発災前	発災 1 週間後
汲み取りし尿	360 k1/日	4,800 k1/日

〔処理対策〕

- 市町村は、仮設トイレからの収集に対応するため、通常時に浄化槽汚泥を収集するバキュームカーの協力が得られるよう、事前に調整
- 発災の翌日には、し尿の収集を開始
- 発災後 1 カ月程度は、浄化槽汚泥の収集より、し尿収集を優先する
(発災 1 週間後のし尿を収集するには、136 ～ 419 台※のバキュームカーが必要。現在、し尿収集車両は約 70 台、浄化槽汚泥収集車両は 582 台)
※仮設トイレの設置状況等により変動

2 災害によって発生する廃棄物等

〔推計発生量〕

○本県のごみ総排出量の約 10 年分という多量の災害廃棄物等が発生

単位：万トン

	災害廃棄物	津波堆積物	合 計
尾張地域	1,272	373	1,645
西三河地域	471	168	639
東三河地域	319	106	425
県合計	2,062	647	2,709

〔仮置場〕

- 市町村は、災害廃棄物を保管・処理するための仮置場の必要面積（338 ～ 380ha）に対して、6 ～ 7 割の 2 2 9 h a の候補地を確保
- 今後、仮設住宅用地等の他の用途と調整しつつ、オープンスペースの事前確保を進める

〔処理期間〕

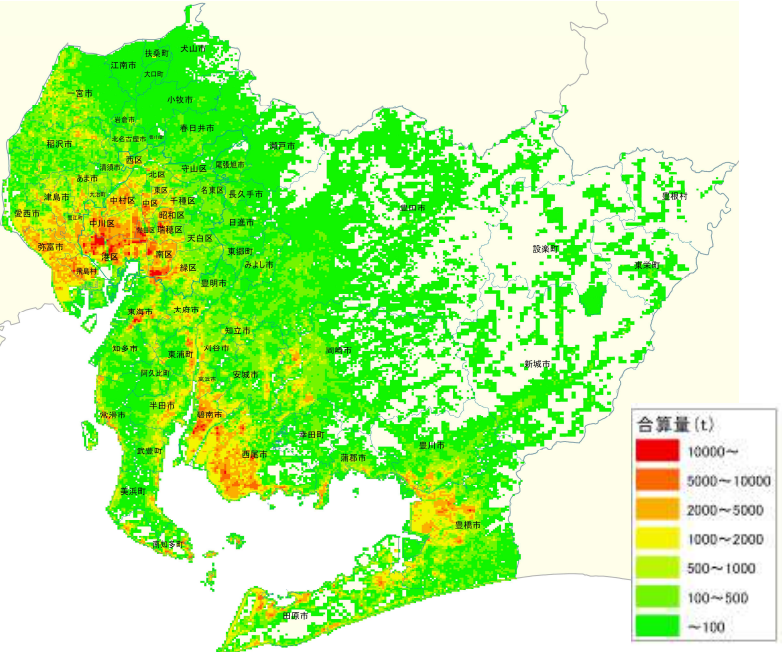
- 概ね 1 年以内に仮置場へ撤去し、概ね 3 年以内に処理を完了

〔既存処理施設の活用、リサイクルの推進〕

- 既存の廃棄物処理施設を最大限活用し、可燃物の約 6 割、不燃物の約 7 割を処理
- 選別・再資源化を徹底し、発生量(2,709 万 t)の約 8 割(2,117 万トン)をリサイクル
- 上記のほか、仮設焼却炉による処理、県外広域処理等を実施

〔処理困難物対策〕

- 有害廃棄物、腐敗性廃棄物、廃家電、廃自動車、廃船舶等の処理困難物が発生
- 発災前に、P C B 廃棄物の処理や建物内のアスベストの対策を促進するとともに、専門業者による処理体制を構築
- 発災後は、P C B 廃棄物やアスベストのほか腐敗性廃棄物など、生活環境への影響等が大きいものについて優先的な回収を行いつつ、適正処理を実施



3 地域ブロックによる連携

〔連携の流れ〕

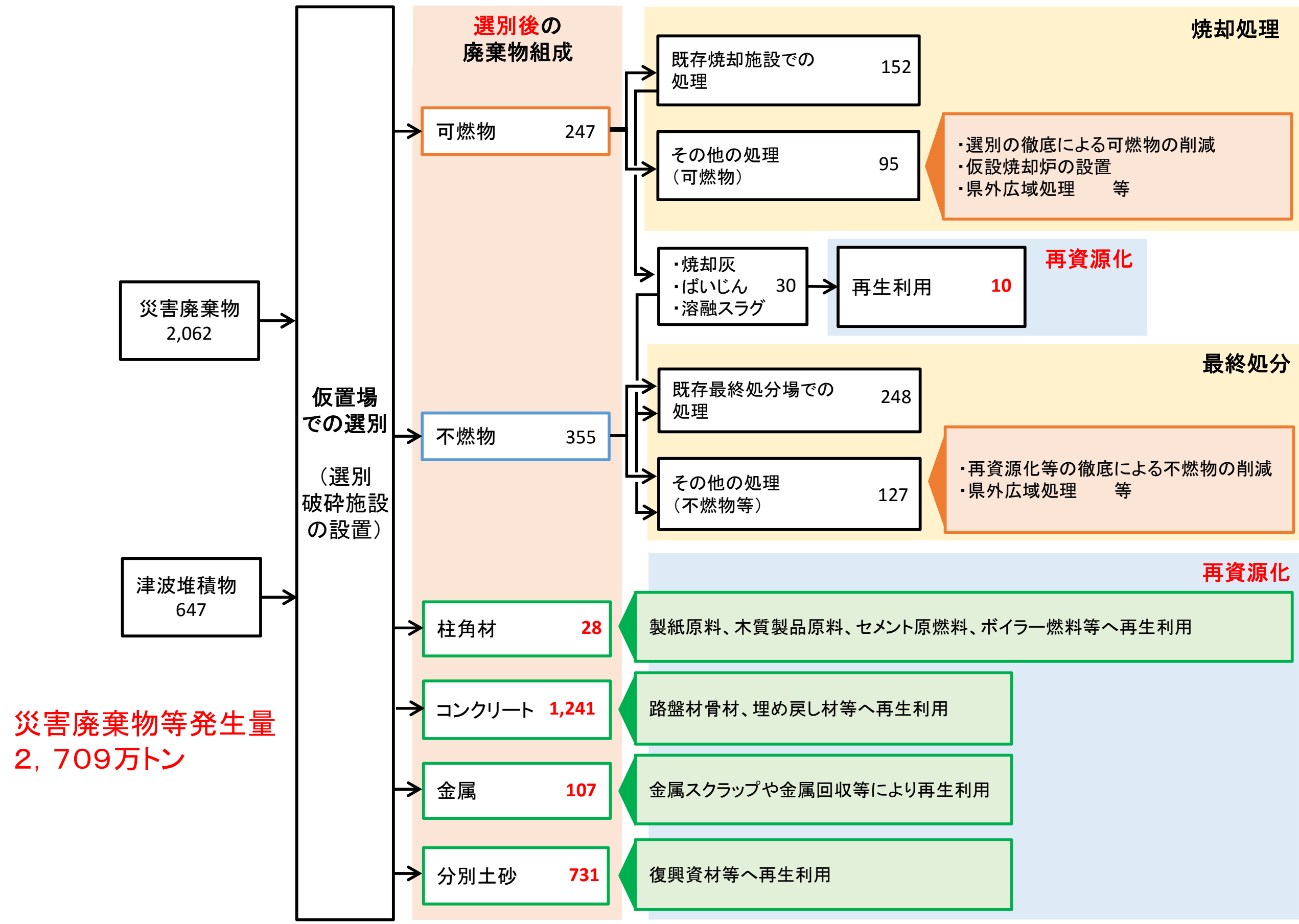
- ① まず、被災市町村の自助努力をベースに、愛知県ごみ焼却処理広域化計画に基づく 1 3 の広域化ブロック内での連携を推進
- ② 次に、必要に応じて尾張、西三河、東三河の 3 つの地域ブロックごとに連携を拡大
- ③ さらに、地域ブロック間における協力や県外との広域による連携を検討・展開

4 計画の推進

- 【計画の推進】市町村における災害廃棄物処理計画の策定や広域的な連携について技術的支援
- 【人材育成】被災自治体の職員や専門家による研修を実施し、災害廃棄物対策を担う人材を育成
- 【訓練】関係機関や団体との連絡体制の確認、発災後の被害を想定した実践的な訓練を実施

災害廃棄物の処理フロー

単位: 万トン



災害廃棄物等発生量
2,709万トン

再資源化量: 2,117万トン、リサイクル率: 約8割